

平成26年瑞穂町教育委員会第10回定例会 会議録

平成26年10月23日瑞穂町教育委員会第10回定例会が瑞穂ビューパーク・スカイホールに招集された。

1 出席委員は、次のとおりである。

1番 関谷 忠 君 ・ 2番 戸田 祐佳 君 ・ 3番 滝澤 福一 君 ・ 4番 鳥海 俊身 君
5番 森田 義男 君

1 欠席委員は、次のとおりである。

なし

1 説明のため出席した者の職氏名は、次のとおりである。

教育長（再掲） 鳥海 俊身 君 ・ 教育部長 坂内 幸男 君 ・ 教育課長 吉野 久 君 ・ 指導課長 加藤 進 君
社会教育課長 峯岸 清 君 ・ 図書館長 宮坂 勝利 君 ・ 指導課統括指導主事 山縣 弘典 君
庶務係長（事務局） 大沢 達哉 君

1 本日の傍聴者 なし

1 本日の議事日程は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 委員長・教育長 業務報告

日程第3 議案第32号 瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の一部を改正する告示

日程第4 報告事項1 瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

開会 午前10時00分

森田委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は、5名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年瑞穂町教育委員会第10回定例会を開催いたします。ただちに本会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

森田委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第28条の規定により委員長において、2番、戸田委員を指名いたします。

森田委員長 日程第2、委員長・教育長業務報告を行います。初めに教育長より報告をお願いいたします。

鳥海教育長 お手元に配付してあります、教育長業務報告のとおりでございます。

森田委員長 委員長の業務報告につきましても、別紙記載のとおりです。

森田委員長 今までの報告で何かご質問はございませんでしょうか。

森田委員長 ご質問もないようですので、以上で業務報告は終了いたします。

森田委員長 日程第3、議案第32号、瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の一部を改正する告示を議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

鳥海教育長 議案第32号についてご説明いたします。

瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の様式第3号の様式を変更するにあたり、要綱を改正する必要があるもので、本案を提出するものです。

詳細につきましては、担当者に説明させます。

指導課長 議案第32号、瑞穂町立学校学習サポーター設置要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

学習サポーターを配置するに当たり、各学校からは様式第3号、学習サポーター実績報告書の提出をお願いしています。様式につきましては、次のページをおめくりいただければと思います。この様式第3号につきまして、このほど、2点ほど変更いたします。それにつきましてご説明いたします。

1点目は、これまでは、学年ごとに1枚ずつの報告書の作成でしたけれども、平成27年度からは、3学年分を1枚にまとめました。また、2点目の変更になりますが、これまでは、各学年は、それぞれ学習サポーターは、1年生、2年生、3年生への配置が決まっておりましたので、学年をあらかじめ様式に記入をしておりましたけれども、27年度からは、学習サポーターを1年生、2年生ともう1学年は学校の実情に応じて配置しようと考えています。その旨、様式の各学年の欄の数字を抜かしてあります。

以上、2点の変更になります。また、この2点の変更に伴いまして、設置要綱の文言の一部を削除・修正等しております。その新旧対照表がもう1枚おめくりいただきますと、対照表が載っておりますのでご覧いただければと思います。

以上で説明です。

森田委員長 以上で説明が終わりました。これより質疑にはいります。何かご質疑はございませんでしょうか。

森田委員長 ないようでしたら、私の方から1点お聞きしますけれども、この報告書に成果と課題というのがありますね。それで、もう、サポーター制度やって5年目ですか、その中である程度、課題とか見えてきていると思うんですけども、そういうものをこの中で、様式を変えますけれども、記入に当たっては、なんかこういうところを注意してほしいとか、というあれはあるんでしょうか。

指導課長 成果と課題は、成果の方は、ここに来まして、本来の学習サポーターの目的である子どもたちの個別の指導が、かなり充実をしてくれております。そういったことも踏まえまして、今年度の実績報告書には、その部分を少し重点的に各学校の方をお願いをして、実際にどういった成果があったのか、あるいは、課題は何なのか、こういっ

たことを重点的に記入していただこうと思っています。

以上です。

戸田委員 1 ついいですか。この文言の変更のことではないんですけど、この学習サポーターが担任と連携を取ってとあるんですけど、それでその打合せの時間だとか、どういうふうな形での連携、やっぱり、その時間だけ入って、いきなり入っていたら子どももいるし、打合せとかどういうふうな関わりをしたらいいのか、それによってもずいぶんサポーターの動きも違ってくるのかなと思うんですけど。その連携の取り方については、どのようになっているのかなということと、毎年サポーターの募集状況のようなものも、もし、教えていただけたら、それで、サポーターの資質とか基準とか、こういうことは押さえてということをしているということであれば、それについても教えていただきたいです。

指導課長 打合せの時間は、基本的に週に1時間ないし2時間は、設定してあるんですけども、なかなかその時間が、その設定時間で打合せができない状況があります。ですので、随時、サポーターと担任の方は打合せをしています。また、我々の方も随時、学校の方に訪問しながらサポーターの要望を聞いたり、あるいは、学校の要望を聞いたりしながら、連絡、連携を取りながらしています。

募集要項ですけども、毎年、12月、1月の広報の方に載せていただいて募集をしています。原則は、できましたら、教員免許を有している方を優先にはしたいんですけども、なかなか全ての方がそうはいきませんので、現状では、約5割位の方が教員免許を有しています。また、各学校の方から必ずサポーターの実績報告が出ますので、そういったものを我々の方でも見ながら、面接では採用を決めています。

以上です。

関谷委員 ちょっと基本的な質問なんですが、実績報告書を書く時に1、2年生とその他の学年は任意ということなんですが、いわゆる小1プロブレム、1年生は理解しやすいんですけど2年生の現状はどうなんでしょうか。

指導課長 今年度までは、学習サポーターは1年生、2年生、3年生に配置をしています。1年生は、今、関谷委員からお話がありましたように、小1プロブレムですか、その問題もありますので、手厚く学習サポーターを付けておりますけれども、小2になりますと、かなり学校生活に慣れてきてはいるんですけれども、学習内容も少し難しくなってきていますので、そういった面では学習サポーターの効果は大きいのかなと考えています。ですので、来年度以降も1年生、2年生は学習サポーターを必ず各学校の方には付けるという方針では進めていきたいと考えています。

以上です。

森田委員長 先ほど、採用の件でですね、教員免許というような話もありましたけれども、実際学校に行ってみますと、サポーターによって随分、違うなという雰囲気を持つんですけども、そういういい人、俗に言ういい人ばっかというわけにはいかないんでしょうけども、その辺のところは採用の時にですね、見抜くというのは、なかなか難しいと思うんですけども、実態はどうなんでしょうか。面接してですね、やるわけでしょうけど、応募人数が少なければ当然、ある程度のレベルいかなくても採用ということもあるのかもしれませんが、その採用の時の、人というのは非常に大事なような気がするんですけども、実態はどうなんでしょうか。

指導課長 昨年度は、応募は、学習サポーターの方は多かったです。ですので、何名かは残念ながら採用の段階で落としています。大半の方が、継続の方が中心ですので、学校の方から報告が来ておりますし、我々の方も随時、サポーターの授業風景等は拝見をしています。また、今年度は統括の方が定期的に学習サポーターを集めて研修会等もしておりますので、かなり学習サポーターさんの質は上がっていると感じています。逆に教員よりも学習サポーターさんがしっかりしていて、教員に指導している、そういった場面も見受けられますので、ぜひ、今後も質の向上を図っていきたいと思います。

以上です。

森田委員長 他に質疑もないようですので質疑を終結いたします。これより議案第32号に対する討論を行います。
(「討論なし」との発言)

森田委員長 討論なしと認めます。それではお諮りいたします。議案第32号を原案どおり決定することにご異議はございませんでしょうか。
(「異議なし」との発言)

森田委員長 異議なしと認め、議案第32号は原案どおり可決されました。つづきまして、日程第4、報告事項1、瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、教育長より説明を求めます。

鳥海教育長 報告事項1についてご説明いたします。
瑞穂町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正し、告示しましたので、報告するものです。
詳細につきましては、担当者に説明させます。

教育課長 ご説明いたします。報告事項1の最後のページ、新旧対照表の方をご覧ください。今回の改正につきましては、中国の残留邦人等の円滑な帰国に対します法律におきまして、この法律の中で中国残留邦人の帰国前からの配偶者に対します支援制度が創設されたことに伴いまして、法律の名称が変更になりました。これまで、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律という名称であったものに対しまして、配偶者への支援がつきましたので、今回、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律という形で、法律名称が変わりましたので、この文言の整理をするものです。別表1と別表2におきまして、こちらの方を改正させていただきました。こちらの方、平成26年10月1日から法律が変わっておりますので、同日で施行ということになりました。
以上です。

森田委員長 以上で説明が終わりました。何かご質問はございませんでしょうか。

- 戸田委員　　これに対象になる家庭というのは、瑞穂町にも結構な人数の方がいらっしゃるのでしょうか。
- 教育課長　　これまでの資料の中では、この法律に基づいての方というのは、今のところ、教育委員会としては、こちらの方はないということで把握してございます。
- 森田委員長　　他にご質問もないようですので終結いたします。報告事項1を承認いたします。以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、すべて終了いたしました。これにて平成26年瑞穂町教育委員会第10回定例会を閉会いたします。
- ご苦労様でした。

閉会　午前10時14分

この会議録は、書記の記載したものであるが正確を証するためにここに署名いたします。

瑞穂町教育委員会委員長

瑞穂町教育委員会委員